鹿労発基 0425 第２号
令和７年４月 25 日

一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会
会長　永田　雄一　殿

鹿児島労働局長
（公印省略）

職場における熱中症予防対策の徹底に向けた要請について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和３年４月 20 日付け基発 0420 第３号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 29 年からは「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

しかし、昨年１年間の鹿児島県の職場における熱中症の発生状況は、休業４日以上の死傷者は 38 人と一昨年より 23 人増加しており、業種別では建設業で７人、商業で５人、製造業、運輸交通業、農林業で４人、その他では警備業で５人となっており、死亡災害も２件発生しています。

また、職場における熱中症対策を強化するため、令和７年６月１日から改正労働安全衛生規則が施行されます。改正内容は、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

このため、別添のとおり、職場における熱中症予防対策の徹底に向けた要請をいたします。貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場等への周知につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

職場における熱中症予防対策の徹底に向けた要請

～昨年は２人の労働者の尊い命が失われました～

「熱中症」は、高温多湿な環境下において、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調整機能が破綻するなどにより発症する障害で、めまいや失神等の症状があらわれ、重症になると死に至る場合もあります。

鹿児島県の職場における熱中症による死傷者数は、ここ数年 20 人未満で推移していましたが、令和６年は 38 人と前年と比較して約 2.5 倍に増加しており、死亡者数も、令和４年と同じく２人となっております。

また、令和７年においても全国的に平年より高い気温が予想されており、職場における熱中症が多発することも懸念されるところです。

厚生労働省では、５月から９月までの期間に「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」を実施（４月は準備期間）し、熱中症のリスクがあるすべての事業場を対象として、WBGT 値の把握及び低減対策、休憩場所の整備、暑熱順化への対応、通気性の良い服装の着用、水分及び塩分の補給、日常の健康管理、労働衛生教育の実施等職場における熱中症予防対策の徹底を呼びかけることとしています。

また、職場における熱中症対策を強化するため、令和７年６月 １ 日から改正労働安全衛生規則が施行されます。改正内容は、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

鹿児島労働局では、「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」の実施に加え、改正労働安全衛生規則の円滑な施行に向けて、事業者の皆様におかれましては、熱中症による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、熱中症予防対策を積極的に取り組まれますよう要請いたします。

令和７年４月25日

鹿児島労働局長　永野　和則